

《決済代行サービス売り手会員規約》

第1条（システムの概要）

決済代行システム（以下「本サービス」といいます。）とは、株式会社インフォマート（以下「甲」といいます。）が運営するBtoBプラットフォームにおいて、売り手会員（以下「乙」といいます。）がBtoBプラットフォーム商談での取引を通じて、買い手会員に商品を販売する際、買い手会員の代金支払債務が予め定めた利用限度枠内であるときに、甲が乙に対し買い手会員に代わって代金の決済をするシステムです。

第2条（本サービスの利用資格）

乙は、本規約の内容を確認のうえ甲に対して、甲所定の方式により本サービスの利用を申し込み、甲が売り手会員として適格と認めた場合に、本サービスを利用できるものとします。

第3条（本規約の効力）

本規約は甲と乙の間における現在および将来一切の契約について適用されます。また、個別の契約において本規約に抵触する規定がある場合には個別契約の規定が優先されます。

第4条（購入の決定および代金の支払）

1. 買い手会員による商品購入については、買い手会員がBtoBプラットフォームを通じて、商品を受領し、検収が完了した旨を乙に通知した時点で商品購入を決定したものとみなします。乙は買い手会員との間で売買契約等の契約を直接締結して商品を発送するものとし、甲は乙と買い手会員との間の契約には、契約当事者として何ら関与しないものとします。また、商品のクレーム・未着・破損等の処理については乙が直接買い手会員に対応するものとし、甲は一切の責任を負わないものとします。
2. 甲が買い手会員に代わり乙に対して支払うべき商品代金は、売上金額から手数料を差し引いた金額とし、毎月末日締め、翌月10日（土日祝日の場合は前営業日）に支払うものとします。

第5条（退会）

1. 乙が、甲乙間の契約を解約し退会する場合は、契約終了日の1ヶ月前までに、書面により甲に届け出るものとし、その場合には直ちに甲に対する債務の全額を支払わなければなりません。
2. 乙は甲が上記手続きを完了したと認めたときをもって退会するものとします。

第6条（解除）

1. 乙が各号の一つにでも該当する場合またはその可能性があるとして甲が判断した場合には、甲は何らの催告なくして甲乙間の契約（本規約を含みます。）を解除できるものとします。

- (1) 入会時に甲に対して虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約に違反した場合
 - (3) 甲に対する債務の履行をひとつでも怠った場合
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、又はこれに類似する法的整理手続開始の申立を受け、若しくは自ら申立を行った場合
 - (5) 重大な財産に対して、銀行取引停止処分、強制執行、差押、仮差押、又は仮処分を受けた場合
 - (6) その他乙の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (7) 甲乙間の信頼関係を損なう行為が判明した場合
 - (8) その他、甲が不相当と判断した場合
2. 前項により甲乙間の契約が解除された場合、乙は直ちに甲に対する債務全額を弁済するものとします。

第7条（届出事項の変更）

1. 乙が甲に届出た事項に変化があった場合には、遅滞なく甲に所定の届出をしなければなりません。
2. 甲が、乙が届け出た連絡先に書面または電子メール等を送付した場合には、仮に、乙に到達しなかった場合であっても、当該書面または電子メールは通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第8条（規約の改定ならびに承認）

本規約が改定され、甲が改定内容を通知または広告した後に、乙が本サービスを利用した場合は本規約の改定を承認したものとみなします。

第9条（準拠法）

甲乙間の契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。

第10条（管轄裁判所）

甲乙間の契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

【書式 決済 S-5-W】

以上

【IMTOS418-01】